

福島県動物愛護管理推進計画新旧対照表（案）

新	旧
<p>1 これまでの取組と改定の趣旨 少子高齢化、核家族化が進む中で、動物を飼養する世帯において犬や猫などの愛玩動物は、家族の一員や伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となってきました。 しかし、その一方で、飼い主における動物の生理、生態、習性等に関する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如により、動物の遺棄や虐待、近隣住民からの苦情やトラブルなど、様々な問題が顕在化しています。 本計画は、このような問題を減らし、人と動物とが共生する社会の実現に向けて、県の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、動物愛護管理施策を総合的かつ計画的に推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)第6条の規定に基づき策定するものです。 なお、令和2年4月30日に、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」が改正されたことから、その内容を踏まえて、計画の一部の見直しを行いました。</p> <p>2 計画の期間 計画の期間は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの10年間とします。 なお、本県の実情や国が定める基本指針の見直しなどを踏まえ、必要に応じ改定を行います。</p> <p>3 計画の対象地域 計画の対象地域は、中核市（福島市、郡山市、いわき市）を含む福島県全域とします。</p> <p>4 計画の進行管理 県は、動物の愛護及び管理に関し実施する各種施策の進捗状況を「福島県動物愛護推進懇談会」へ毎年報告し、本会の意見を聞きながら、計画の進行管理を行います。 また、法改正や基本指針の改定、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要な変更を行うとともに、5年ごとに施策の実施状況等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。</p> <p>5 動物愛護管理の施策を推進するための基本方針 動物の愛護とは、人においてその命が大切なように、動物の命においてもその尊厳を守るということにあり、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないように取り扱うことや、その生理、生態、習性等を考慮して適正に取り扱うことです。 また、人と動物とは生命的に連続した存在であるとする考え方や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることです。 動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、全ての動物の所有者又は占有者は、その社会的責任を十分自覚し、人と動物との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められています。 県民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別であり、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であるため、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、普遍性及び客観性の高いものであるとともに、県民の合意の下に形成していくことが必要です。</p> <p>基本理念 広く県民の間に動物を愛護する気風を招来するため、県民、動物関係事業者、行政が連携、協働して動物の愛護と福祉の向上に取り組みます。</p>	<p>1 これまでの取組と改定の趣旨 本県では、少子高齢化の中で、犬や猫を中心としたペットが、伴侶動物(コンパニオンアニマル)として生活に欠かせない存在となりつつあり、愛玩動物の適正飼養や動物愛護に対する県民の関心が高まっています。 しかし、その一方で、飼い主の動物に対する知識不足や適正飼養に関するモラルの欠如により、未だ、飼い犬・飼い猫に係る苦情や安易な引取り依頼が行政に寄せられています。 このような問題を無くし、県民が動物との調和を図り、快適で健やかな共生生活を実現するため、県は、平成20年3月、動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)第6条に基づく「福島県動物愛護管理推進計画」(以下、「計画」という。)を策定し、平成26年3月の改定を経て、これまでに県民と協働型の施策や体制づくりに取り組んできました。 本計画は、見直しを行う目途としていた5年が経過し、策定時から変化した動物を取り巻く状況を踏まえて、計画の見直しを行うこととしました。</p> <p>2 計画の期間 計画の期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日での10年間とします。 なお、本県の実情や国が定める「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の見直しなどを踏まえ、必要に応じ改定を行います。</p> <p>3 計画の対象地域 計画の対象地域は、中核市(福島市、郡山市、いわき市)を含む福島県全域とします。</p> <p>4 計画の進行管理 県は、動物の愛護及び管理に関し実施する各種施策の進捗状況を「福島県動物愛護推進懇談会」へ毎年報告し、本会の意見を聞きながら、計画の進行管理を行います。 また、法改正や基本指針の改定、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要な変更を行うとともに、5年ごとに施策の実施状況等を踏まえ、評価と必要な見直しを行います。</p> <p>5 動物愛護管理の施策を推進するための基本方針 動物の愛護とは、生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることであり、そのためには、人と動物とが共生する社会を形成し、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることが重要です。 動物が人と一緒に生活する存在として万人に受け入れられるためには、動物と社会との関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管を適切に行うことが求められています。 県民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別であり、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であるため、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、県民の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならず、広く県民の合意の下に形成していくことが必要です。 そのため、次に定める基本理念と視点に基づき、各種施策に関する数値目標を定め、進行管理を行いながら、動物愛護の普及啓発、ペット動物の終生飼養や動物の適正飼養に関する事業を実施して、不幸な動物の減少を図るとともに、人と動物の調和ある共生の実現に向けて取組を推進します。</p> <p>基本理念 広く県民の間に動物を愛護する気風を招来するため、県民、動物関係事業者、行政等が連携、協働して動物の愛護と福祉の向上に取り組みます。</p>

視 点

- ① 県民の健康と安全の確保及び周辺的生活環境の保全
ペット動物や特定動物の適正な管理と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め、県民の健康と安全を守ります。
また、生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者の判明しない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を推進します。
- ② 人と動物の共生
飼い主の動物愛護と適正飼養に関する意識の向上を図るとともに、学校、地域、家庭等における動物愛護に対する関心と理解を深め、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進することで、人と動物の調和ある共生の実現に取り組みます。
- ③ 動物の愛護と福祉の向上
動物の飼養方法と愛護に関する知識を普及し、生命尊重の気風と動物福祉の向上を図ります。
- ④ 県民、動物関係事業者及び行政の連携と協働
地域における動物愛護の推進を図るため、幅広く県民、動物関係事業者及び市町村、関係都道府県との連携と協働を進めます。

6 県民の役割と動物関係事業者、行政の責務

動物の愛護及び適正な管理は、県民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものです。そのため、人と動物の共生する社会の実現を図るためには、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促していく取組を、学校、地域、家庭等において展開し、社会を構成する全ての当事者が、適正飼養の観点から必要な取組を推進することが求められます。

県 民 の 役 割

動物が命あるものであることにかんがみ、みだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないようにするとともに、人と動物の共生のために、その生理、生態、習性等の理解に努めてください。

また、全ての動物の所有者又は占有者は、その社会的責任を十分自覚し、人の生命、身体又は財産の侵害や生活環境の保全上の支障を防止する必要があります。

動物関係事業者の責務

動物関係事業者は、社会において果たすべき役割を自ら考え、業界全体の資質の向上を図るとともに、動物の適正な飼養管理に努めてください。

また、動物販売業者は、動物の購入者に対し、適正な飼養又は保管の方法について説明し、理解されるよう努めてください。

行 政 の 責 務

県民が快適で健やかな生活を送れるよう、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施し、周辺的生活環境の保全と動物による危害の防止を図ります。

7 現状と課題を踏まえた施策等の方向

(1) 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発の推進

【現状と課題】

ペット動物の飼養数について

令和元年度末の県内の犬の登録頭数は95,136頭で、平成19年度をピークに減少傾向を示しています。一方、一般社団法人ペットフード協会の報告によると、国内における猫の飼養数は増加傾向が見られ、平成29年以降、猫の飼養数は犬の飼養数を上回っていることから、県内においても、同様に猫の飼養数が増加していると推測されます。

不適正飼養の実態について

- ① 周辺環境を損なう飼い方
令和元年度に動物愛護センター、同会津支所及び同相双支所(以下、「動物愛護センター等」とい

視 点

- ① 県民の健康と安全の確保
ペット動物や特定動物の適正な管理と動物由来感染症に関する正しい知識の啓発に努め、県民の健康と安全を守ります。
- ② 人と動物の共生
飼い主の動物愛護と適正飼養に関する意識の向上を図るとともに、学校、地域、家庭等における動物愛護に対する関心と理解を深め、人と動物の調和ある共生を推進します。
- ③ 動物の愛護と福祉の向上
動物の飼養方法と愛護に関する知識を普及し、生命尊重の気風と動物福祉の向上を図ります。
- ④ 県民、動物関係事業者及び行政等の連携と協働
地域における動物愛護の推進を図るため、幅広く県民、動物関係事業者及び市町村、関係都道府県との連携と協働を進めます。

6 県民の役割と動物関係事業者、行政の責務

動物の愛護及び管理は、県民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものであります。平成24年9月の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を学校、地域、家庭等において展開する必要があります。このため、県民、動物関係事業者、行政が協働して動物愛護に取り組むためのそれぞれの責務及び役割を定めます。

県 民 の 役 割

動物が命あるものであることにかんがみ、みだりに傷つけ、又は苦しめることのないようにするとともに、人と動物の共生のために、その習性等を理解するように努めてください。また、動物の所有者は、飼い主としての責務を自覚し動物の適正飼養に努めてください。

動物関係事業者の責務

動物関係事業者は、社会的責任として、動物の適正な飼養管理に努めてください。
また、購入者等に対して、正確かつ適切な情報の提供に努めてください。

行 政 の 責 務

県民が快適で健やかな生活を送るため、動物による危害の防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。

7 現状と課題を踏まえた施策等の方向

(1) 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発の推進

【現状と課題】

ペット動物の飼養数について

令平成29年度末の県内の犬の登録頭数は、100,626頭で7.4世帯に1頭の割合で犬が飼養されています。また、一般社団法人ペットフード協会の報告では、猫についてもほぼ同数が飼養されていることが発表されていることから、県内の約20数万世帯で犬又は猫が飼養されていると推測されます。

不適正飼養の実態について

- ① 周辺環境を損なう飼い方
平成29年度に動物愛護センター、同会津支所及び同相双支所(以下、「動物愛護センター等」とい

度

う。)並びに中核市保健所に寄せられた犬の苦情件数は1,031件で、年々減少していますが、依然として鳴き声、悪臭、ふんの後始末等に関する生活密着型の苦情が多い状況にあります。

② 身勝手な飼養管理

動物愛護センター等及び中核市保健所に犬又は猫の引取りを求める飼い主は未だに後を絶たず、特に猫については、繁殖の繰り返しによる引取り依頼や、周辺住民からの苦情を発生させる飼い主が依然として多くいます。

③ 犬の不適正飼養

「狂犬病予防法」では、所有者等に飼い犬の登録及び年一回の狂犬病予防注射の実施が義務付けられています。近年の注射の実施率は75%程度に低迷しています。

また、飼い犬には鑑札及び注射済票の装着が義務付けられています。装着させず狂犬病予防法に違反している飼い主がいます。

さらに、放し飼いや管理不良による逸走等、条例に違反している飼い主も未だ多くいます。

④ 猫の不適正飼養

近年、猫に関する苦情は増加傾向にあり、令和元年度は1,178件でした。その内、野良猫に関する苦情が最も多く、続いて捨て猫に関する苦情やふん尿の処理等に関する苦情が多く寄せられていることから、終生飼養、繁殖制限措置、所有明示措置及び屋内飼養の徹底が重要となります。

⑤ 動物の愛護及び管理に関する知識の不足

動物の生理、生態、習性等を正しく理解しないまま、安易に動物を飼養することで動物を苦しめたり、動物の健康を害している飼い主もいます。

また近年は、繁殖制限措置の必要性を理解せず、飼養頭数が管理能力を超えてしまい、適正飼養が困難になる多頭飼育崩壊に陥るケースが増えています。

さらに、動物由来感染症に関する知識の不足により、過度な動物との接触等が原因で、動物から疾病に感染することが懸念されています。

犬、猫の引取りについて

① 犬の引取りについて

令和元年度の犬の引取り数は673頭(狂犬病予防法等に基づく捕獲524頭を含む。)で、基準値である平成18年度実績の約1/5にまで大きく減少しています。

そのうち飼い主からの引取りについては、飼い主の病気や死亡及び施設への入所等を理由とするものが全体の約半数を占めており、今後も、高齢化社会が進む中、同様の理由で引取り依頼する事例の増加が懸念されます。

② 猫の引取りについて

令和元年度の猫の引取り数は2,707匹で、依然として多くの引取り依頼があり、その数の削減が課題です。引き取りした猫のうち約8割が所有者の判明しない猫であり、要因の一つとして、所有者の判明しない猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が考えられます。

また、飼い主からの引取りにおいては、飼い猫の繁殖制限措置を怠った結果、管理能力を超えるまで数を増やしてしまう「多頭飼育崩壊」による引取り依頼が近年増えており、飼い主に対し、飼い猫への不妊去勢手術の実施等、繁殖制限措置の徹底についての指導が重要になります。

犬、猫の処分について

① 犬の処分について

令和元年度に動物愛護センター等及び中核市保健所に收容された犬のうち、約半数の317頭を飼い主の元に返還しました。

また、所有者が発見できなかったり、所有者から引き取った犬については、約3割に当たる230頭を新しい飼い主に譲渡しました。

その結果、全体の約2割に当たる125頭を殺処分しましたが、それらのほとんどは健康状態や攻撃性を理由とするものでした。

う。)並びに中核市保健所に寄せられた犬の苦情件数は、1,225件であり年々減少していますが、鳴き声、悪臭、ふんの後始末等に関する生活密着型の苦情については、依然として多い状況にあります。

② 身勝手な飼養管理等

動物愛護センター等及び中核市保健所に犬・猫の引取りを求める飼い主は未だに後を絶たず、特に猫については、繁殖の繰り返しによる引取り依頼や、周辺住民からの苦情を発生させる飼い主が依然として多くいます。

また、高齢化社会の中で今後、継続して飼うことができない事例が増えることが予想されます。

③ 犬の不適正飼養

「狂犬病予防法」では、犬の登録及び年一回の狂犬病予防注射の実施、並びに鑑札と注射済票の装着を義務づけており、注射の実施率は、75%程度で推移しました。また、飼い犬に鑑札等を装着せず狂犬病予防法に違反している飼い主や放し飼い等により条例に違反する飼い主が、未だ多くいます。

④ 猫の不適正飼養

近年、猫に関する住民からの苦情が多いことから、屋内飼養、繁殖制限及び識別器具等による所有者明示措置等について啓発を行っているところですが、依然として、飼い主のいない猫や飼い猫のふん尿の処理等に関する苦情が多く寄せられています。

⑤ 動物愛護に関する知識の不足

動物の生態や習性について正しく理解しないまま、安易に動物を飼養することから動物を苦しめたり、動物の健康を害している飼い主もいます。

また、飼養頭数が管理能力を超えてしまい、適正飼養が困難になる場合もあります。さらに、動物由来感染症に関する知識の不足により、動物からの疾病に感染することが懸念されています。

今後も引き続き、終生飼養及び所有明示の徹底等の適正飼養の普及啓発に取り組み、返還及び譲渡を推進する必要があります。

② 猫の処分について

令和元年度に動物愛護センター等及び中核市保健所に収容された猫のうち、約8割が所有者が判明しないとして持ち込まれたものでしたが、飼い主に返還したのは12匹のみでした。

また、新しい飼い主に譲渡したのは508匹で、全体の2割弱に留まりました。

その結果、引取り数全体の約8割を占める2,141匹を殺処分しましたが、そのうち7割が子猫で、所有者が判明しない猫として引き取ったものであることから、猫の殺処分数を削減するためには、飼い主に対する猫の終生飼養や繁殖制限措置及び屋内飼養の徹底を普及啓発することはもとより、無責任な餌やり行為が望ましくないことを普及啓発するなど、所有者の判明しない猫の引取り数を減らす取り組みが重要です。

【施策等の方向】

県民の健康と安全の確保を図るため、飼養動物による危害や動物由来感染症の発生防止及び動物の愛護と福祉の向上を目的とした啓発事業を積極的に実施します。

そのため、動物愛護センターを動物の愛護と適正飼養に関する施策を推進する基幹的な拠点として、中核市、市町村、動物愛護ボランティア及び公益社団法人福島県獣医師会（以下、「獣医師会」という。）等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間事業や適正飼養講習会の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び適正飼養に関する教育活動、広報活動に積極的に取り組みます。

(2) 動物取扱業者の意識向上

【現状と課題】

不衛生な環境下で動物を飼養するなど、全国的に、依然として動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、令和元年の動物愛護管理法の改正において、動物取扱業者に対する規制が強化されました。

新たな制度の着実な運用を図るとともに、動物取扱業者、動物取扱責任者及び従事者に対して、動物の生理、生態、習性等及び動物愛護に関する知識や情報を周知していく必要があります。

【施策等の方向】

動物取扱業者に対し、動物の適正な管理が行われるよう監視、指導を行い、動物取扱業者の意識向上を図ります。

(3) 連携と協働の推進

【現状と課題】

動物の愛護と管理をめぐる課題に、地域の実情も踏まえて効果的に取り組むためには、中核市及びそれ以外の市町村を含む行政間の協力はもとより、行政内における部局間の連携や、獣医師会及び動物愛護ボランティアの協力が重要です。

これまで、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発については、行政が主体となって各種広報媒体を活用し実施しており、また、「飼い犬等のしつけ方教室」や「猫の飼い方講習会」など、適正飼養に関する具体的な知識の普及について実施してきましたが、さらに家庭や地域において広く普及するためには、それぞれがお互いの活動を理解し、協力していくことが必要となります。

【施策等の方向】

動物愛護ボランティアとの連携

地域における動物の愛護と適正飼養を普及啓発するボランティアを育成するとともに、ボランティアが行うしつけ方教室などの自主活動を支援し、連携協働した事業を実施することにより、人と動物の共生の推進を図ります。

獣医師会等関係団体との連携協働

動物愛護管理に関わる事業において、狂犬病などの動物由来感染症対策や不妊去勢手術などの臨床獣医療等の専門性を有する内容を含む施策を展開するにあたっては、獣医師会等の専門家と連携協働しながら推進します。

市町村、関係都道府県との連携

【施策等の方向】

県民の健康と安全の確保を図るため、飼養動物による危害や動物由来感染症の発生防止及び動物の愛護と福祉の向上を目的とした啓発事業を積極的に実施します。

(2) 動物取扱業者の意識向上

【現状と課題】

「動物愛護管理法」の改正により、平成25年9月から動物取扱業者に対する規制が強化されたことから、新たな制度の着実な運用を図るとともに、動物取扱業者、動物取扱責任者及び従事者に対して、動物の生態や習性、動物愛護に関する知識や情報を周知していく必要があります。

【施策等の方向】

動物取扱業者に対し、施設の維持管理や動物の飼養管理、さらには、購入者等への説明責任について指導を行い、動物関係事業者の意識向上を図ります。

(3) 連携と協働の推進

【現状と課題】

動物愛護の普及啓発については、行政が各種広報媒体を活用し実施しており、徐々に浸透しつつありますが、まだ十分とは言えない状況にあります。

「飼い犬等のしつけ方教室」など、適正飼養に関する具体的な知識の普及について行政等が実施していますが、適正飼養の普及については、さらに家庭や地域において広く普及していく必要があります。

【施策等の方向】

動物愛護ボランティアとの連携

地域における動物の愛護と適正飼養を普及啓発するボランティアを育成するとともに、ボランティアが行うしつけ方教室などの自主活動を支援し、連携協働した事業を実施することにより、人と動物の共生の推進を図ります。

獣医師会等関係団体との連携協働

動物愛護管理に関わる事業において、狂犬病などの動物由来感染症や不妊去勢などの臨床獣医療等の専門性を有する内容を含む施策を展開するにあたっては、獣医師会等の専門家と連携協働しながら推進します

市町村、関係都道府県との連携

動物愛護の普及や犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して積極的に情報提供と啓発活動を行います。

また、都道府県の区域を越えて発生している広域事例については、必要に応じ、関係都道府県と円滑に連絡調整を図ります。

(4) 災害対策

【現状と課題】

東日本大震災を契機に、災害時における飼い主とペットとの同行避難(ペット連れ避難)の考え方は普及つつありますが、令和元年度台風第19号等による災害の際には、ペットを飼養していることを理由に避難をためらった飼い主が自宅に留まり、命を危険にさらした事例やペット連れ避難者の受入を断った避難所の存在が明らかになり、住民の避難の在り方(避難行動)や避難所の受入体制の不備が問題となりました。

【施策等の方向】

災害対策とは、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適切に飼養し続けることです。

また、自治体においては、飼い主による災害時の適正飼養を支援すると同時に、災害という非常時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、共に災害を乗り越えられるように支援することでもあります。

このため、飼い主に対し、平時からの備えについて啓発するとともに、市町村に対し、ペット連れ避難者を受け入れる避難所の体制整備について、必要な助言を行います。

さらに災害時には、備蓄する物品の提供によりペットを飼う被災者を支援するとともに、ペット連れ避難者を受け入れた避難所の運営に関し、必要な助言や指導を行います。

これまでの、本県の動物愛護管理等に関わる業務実績については、別表1(19、20ページ)を参照してください。

8 具体的施策の展開

(1) 動物愛護センター等の活用

令和元年の動物愛護管理法の改正により、都道府県等が設置する施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすることや行うべき業務が明確化されました。

県は、動物愛護センターを動物の愛護及び適正飼養に関する施策を推進する基幹的な拠点として、中核市、市町村、動物愛護ボランティア及び獣医師会等と連携しながら、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動、ボランティアの育成・支援、譲渡事業及び負傷動物の治療等を総合的に推進し、人と動物の調和のとれた共生の実現を図ります。

さらに災害時には、被災動物救護の拠点施設としても動物愛護センターを活用していきます。

そのため、動物愛護関連事業の実施や動物愛護センター等の施設整備に、福島県動物愛護基金を活用します。

※ 福島県動物愛護基金は、県の動物愛護の推進に役立てて欲しいと、全国から寄せられた動物愛護寄附金を積み立て、事業の財源として活用するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、平成30年7月13日に設置しました。

(2) 動物愛護の普及

動物愛護の普及や犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を推進するため、市町村と連携して積極的に情報提供と啓発活動を行います。

また、ひとつの都道府県の区域を越えて発生している問題等があることから、必要に応じ、関係都道府県と円滑に連絡調整を図ります。

(4) 災害発生時の救護対策

【現状と課題】

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くのペットが被災地に残され、その救護活動が行われました。

地震等の緊急災害時においては、被災者と動物の福祉及び動物による人への危害防止等の観点から、被災動物の保護及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が行われる必要があります。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、可能な限り飼養者とペットが同行避難できるよう、平常時から備えておく必要があります。

【施策等の方向】

災害発生時において、被災者の負担軽減と被災動物の福祉の向上を図るため、保護収容及び餌の確保並びにペットとの同行避難等に備えた市町村や関係団体との連携等を推進します。

これまでの、本県の動物愛護管理等に関わる業務実績については、別表1(22、23ページ)を参照してください。

8 具体的施策の展開

(1) 動物愛護の普及

県は、動物愛護センターを動物の愛護と適正飼養に関する施策を推進する基幹的な拠点として、中核市、関係機関及び関係団体と連携しながら、学校、地域、家庭における教育活動、広報活動、ボランティアの育成・支援、譲渡事業及び負傷動物の治療等を総合的に推進し、人と動物の調和のとれた共生の実現を図ります。

また、動物愛護センターを、災害時における被災動物救護の拠点施設としても活用していきます。

① 動物愛護週間事業の開催

動物愛護センター等及び中核市保健所は、広く県民に、動物の愛護と適正飼養についての理解を深めるために、動物愛護週間に様々な事業をとおして、参集者に対して動物の愛護や適正飼養について啓発を図ります。

② 動物愛護推進ボランティアの育成と連携活動

県は、地域活動の中核を担う「動物愛護推進ボランティア」を育成するとともに、当該ボランティアと連携した啓発事業を実施し、地域に密着した活動を通して県民の意識改革を推進します。

③ 広報活動の充実

適正飼養や動物由来感染症の発生防止に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実を図り、効果的な啓発に努めます。

また、テレビ、ラジオ等の媒体を活用して、積極的に広報活動に取り組みます。

(3) 動物の適正飼養の推進

① 飼養方法の指導

動物の飼い主及び管理者に対し、国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき啓発を行います。

また、生活環境被害の防止や犬又は猫の適正飼養の観点から、所有者の判明しない犬又は猫に対する後先を考えない無責任な餌やり行為が、望ましくない行為であることを普及啓発します。

なお、動物の飼養方法等に関して住民等から苦情があった場合は、動物愛護センター等及び中核市保健所は情報収集に努めるとともに、苦情の発生原因について調査を行い、必要な指導を行います。

(削 除)

① 動物愛護週間事業の開催

広く県民に、動物の愛護と適正飼養についての理解を深めるために、動物愛護週間に様々な事業をとおして、参集者に対して動物の愛護や適正飼養について啓発を図ります。

② 動物愛護推進ボランティアの育成と連携活動

地域活動の中核を担う「動物愛護推進ボランティア」を育成するとともに、当該ボランティアと連携した啓発事業を実施し、地域に密着した活動を通して県民の意識改革を推進します。

③ 広報活動の充実

適正飼養や動物由来感染症の発生防止に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホームページ等の更なる充実を図り、効果的な啓発に努めます。啓発内容については国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」を基本として作成します。

④ 県民意見の反映

福島県動物愛護推進懇談会を通して、県民意見を傾聴し施策に反映します。

(2) 動物の適正飼養の推進

① 飼養方法の指導

動物の飼い主及び管理者に対して国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき啓発を行うとともに、住民から苦情のあった場合には、情報収集に努めるとともに、苦情の発生原因について調査を行い適正飼養について指導します。

【指導の要点】

1 共通事項

(1) 健康及び安全の保持

ア 適正な給餌及び給水を行うこと。

イ 日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり負傷した動物については、原則として獣医師による適切な措置が講じられること。しつけ、訓練等は適切な方法で行うこと。適切な措置及び方法をとらないことは、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

ウ 必要に応じ、種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養施設を設け、適切な飼養環境を確保し、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

(2) 生活環境の保全

ア 公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又は汚物、毛、羽毛等で汚すことのないよう努めること。

イ 飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。適切な対応をとらない場合は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

(3) 適正な飼養数

適正な管理が可能となる範囲内とすること。適切な管理を行うことができない場合は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

(4) 繁殖制限

自らの責任において適正飼養が可能である場合を除き、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

(5) 動物の輸送

ア なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。

イ 種類、性別、性質等を考慮して区分するとともに、容器等は安全の確保及び逸走の防止のため、必要な規模及び構造のものを選定すること。

(削 除)

- ウ 適切な間隔で給餌給水し、適切な温度、湿度の管理、適切な換気の実施に留意すること。
- (6) 動物由来感染症に係る知識の習得等
 - ア 共通感染症の正しい知識を持ち、予防のための必要な注意を払い、自らのみならず他者への感染の防止に努めること。
 - イ 家庭動物に接触し、排泄物等を処理した時は、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じ消毒を行うこと。
- (7) 逸走防止等
 - 逸走防止措置を講じ、逸走した場合には自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。逸走時の発見を容易にするための所有者明示をすること。
- (8) 特定動物等による危害の防止
 - ア 飼養施設は逸走できない構造とすること。
 - イ 飼養者い主が危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。
 - ウ 逸走防止の対策を講じること。
 - エ 逸走防止のため、飼養施設の常時点検と補修を行うとともに、施設の実施状況をや飛来物の堆積状況の確認するを行うこと。
 - オ 捕獲等のための機材の常備と整備を行うこと。
 - カ 逸走時には速やかに関係機関へ通報、住民へ周知を行うこと。
 - キ 逸走動物の速やかな捕獲等を行い、事故防止の措置を講じること。
 - ク 飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。
- (9) 緊急時対策
 - 非常災害時の緊急措置を定め、避難に必要な準備を行うよう努めること。また、災害時は、保護や事故の防止に努め、できるだけ同行避難等行うこと。
- 2 犬に関する事
「犬による危害の防止に関する条例」等に基づき、適正飼養の指導を行う。
 - (1) 犬の放し飼いを行わないこと。
 - (2) けい留する場合には、行動範囲が道路又は通路に接しないよう留意し、犬の健康保持に必要な運動量を確保すること。健康及び安全を保持できない場所に拘束し衰弱させることは、虐待のおそれがあることを十分認識すること。
 - (3) 騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼさないよう努めること。
 - (4) 人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、所有者等の制止に従うよう訓練すること。
 - (5) 犬を屋外で運動させる場合は、次の事項を遵守すること。
 - ア 犬を制御できる者が引き運動により行うこと。
 - イ 引き綱の点検及び調節に配慮すること。
 - ウ 場所、時間帯等に配慮すること。
 - エ 人に危害を加えるおそれのある犬の場合には、人の多い場所及び時間帯を避け、口輪の装着に努めること。
 - オ 飼養することができなくなった場合には、適正に飼養できる者に譲渡するよう努めること。
 - (6) 子犬の譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。
- 3 猫に関する事
 - (1) 適切な飼養及び保管を行い、人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
 - (2) 猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、屋内飼養に努めること。
 - (3) 屋内飼養以外の場合には、騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼさないよう努めること。また、繁殖制限の措置を講じること。
 - (4) 飼養することができなくなった場合には、適正に飼養できる者に譲渡するよう努めること。
 - (5) 子猫の譲渡に当たっては、社会化が図られた後にするよう努めること。
 - (6) 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して周辺地域の住民の十分な理解

② 3ない運動の推進

県は、人と動物が共生する社会の実現を図るため、動物の飼養において特に重要な3項目を標語として定め、適正飼養の普及啓発を積極的に行います。

犬の3ない運動

放さない: 犬の放し飼いは条例で禁止されています。排泄等を目的に犬を放さない。引き運動等は必ず犬を制御できる者が実施。

逃がさない: 首輪やリード等のけい留器具を定期的に点検し、逸走を防止。

増やさない: 繁殖制限措置を実施し、適正な管理が可能な頭数を飼養。

猫の3ない運動

出さない: 近所への迷惑防止や猫の安全を確保するため屋内で飼養。

捨てない: 最期まで責任を持って飼養する(終生飼養)。

増やさない: 繁殖制限措置を実施し、適正な管理が可能な匹数を飼養。

※ 繁殖制限措置には、精巣を摘出する去勢手術、卵巣又は卵巣と子宮を摘出する不妊手術の不可逆的な方法の他に、発情を抑制するホルモン剤を皮下に埋め込むインプラントや雄雌を分別して飼育する方法があります。
いずれも、動物を適正な飼養管理が可能な頭数にコントロールする方法として有効であり、その結果、近隣への迷惑や動物の遺棄、虐待の防止が期待できます。
さらに不妊去勢手術については、生殖器系の病気の予防や繁殖行動欲求によるストレスの回避、マーキング等の雄特有の行動を抑える効果があります。

③ 終生飼養の指導

飼養不能となって安易に行政に持ち込まれたり、遺棄される犬や猫を減らすため、動物愛護センター等及び中核市保健所に引取りを申請する所有者等に対して、終生飼養の徹底及び繁殖制限措置の必要性について指導します。

また、高齢者については、動物の寿命等も考慮に入れその飼養について慎重に判断することが必要なこと、動物を飼養できなくなることを想定し、予め動物を適正に飼養できる方を決めておくことについて指導します。

なお、終生飼養の趣旨に照らして引取りを申請する相当の事由がないと認められる場合には、引取りを拒否することがあります。

※ 終生飼養とは、所有する動物がその命を終えるまで責任を持って飼養を続けることですが、やむを得ない理由により適切な飼養管理ができない場合には、動物の健康・安全の保持の観点から行う譲渡や引取り等が否定されるものではなく、こうした終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう、普及啓発に努めます

④ 所有明示(個体識別)措置の推進

動物が自己の所有であることを明らかにするための措置を講じることは、迷子になった動物や災害時に逸走した動物の所有者の発見に役立ちます。

所有明示の方法には、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等の装着や所有者の特定につながる番号が記録されたマイクロチップの装着等があります。

特にマイクロチップについては、災害時においても脱落の恐れが低く、より高い耐久性を有すること

の下に給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

【3ない運動】

特に重要な3項目を中心に、適正飼養の普及啓発を積極的に行います。

犬の3ない運動

- ・放さない：排泄等を目的に犬を放さない。必ず犬を制御できる者が引き運動等により実施する。
- ・逃がさない：引綱等のけい留器具の点検を行い、犬の逸走を防止する。
- ・増やさない：繁殖制限の実施により、適切な管理が可能な範囲で飼養を行う。

猫の3ない運動

- ・出さない：屋内飼養の推奨
- ・捨てない：終生飼養
- ・増やさない：繁殖制限の実施により、適切な管理が可能な範囲で飼養を行う。

② 終生飼養の指導

飼養不能となって安易に行政に持ち込まれたり、遺棄される犬や猫をなくするため、動物愛護センター等及び中核市保健所に引取りを申請する飼養者等に対して終生飼養の徹底及び繁殖制限の必要性について啓発するとともに、終生飼養の趣旨に照らして引取りを申請する相当の事由がないと認められる場合には、引取りを拒否することがあります。

特に高齢者については、動物の寿命等も考慮に入れその飼養について慎重に判断することが必要なこと、動物を飼養できなくなることを想定し、予め動物を適正に飼養できる方を決めておくことについて指導します。

③ 所有者明示(個体識別)措置の推進

狂犬病予防法に基づき、飼い犬への鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着を所有者等に指導します。

また、国が定めた「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に基づき、所有する家庭動物等への名札等の装着を所有者に指導します。さらに、国が定めた「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」に基づき、獣医師会等と連携し、家庭動物等へのマイクロチップ等による所有者明示措置の普及を推進します。

から、動物の所有者に対し、その必要性について啓発を推進します。

なお、飼い犬については、狂犬病予防法に基づき、鑑札及び注射済票を犬に装着するよう所有者等に併せて指導します。

⑤ 狂犬病の予防及び犬による危害発生の防止

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するとともに、放置犬等の捕獲抑留により、安全で安心できる生活環境の確保を図ります。

⑥ 飼い犬等のしつけ方教室の実施

人と動物の調和ある社会の実現を目指すことを目的に、犬等の飼養者を対象にしつけの方法や飼養管理に関する知識を深めてもらうための講習を行います。

⑦ 猫の飼い方講習会の実施

猫の適正飼養の普及啓発を目的に、猫の生理、生態、習性等やそれに即した飼い方(飼い主の責任、法律とマナー、健康管理、繁殖制限措置、動物由来感染症、必要な飼養施設、屋内飼養)について講習を行います。

(4) 所有者の判明しない猫の引取り数の削減

所有者の判明しない犬又は猫の引取りについては、これまで都道府県等に義務が課せられていましたが、令和元年の動物愛護管理法の改正において、その引取りを拒否できる場合が規定されました。

そのため、安易な引取りは殺処分数の増加につながる可能性があり、動物愛護の観点から望ましくなく、また、収容される猫の約8割が所有者の判明しない猫の引取りである現状から、引取り数を減らし、殺処分数を削減するため、その引取りを求められた猫により周辺の生活環境が損なわれておらず、以下に該当する場合は、引取りを拒否できることとしました。

- ① 自力で餌を摂取し生存できる場合
- ② 親猫が飼育している場合
- ③ 駆除目的で捕獲された場合
- ④ 所有者がいると推測される場合

なお、引取りの可否については、動物愛護センター等及び中核市保健所が拾得者等から猫を保護した状況等を聞き取りした上で判断します。

(5) 返還・譲渡の推進

動物愛護センター等及び中核市保健所に収容された犬及び猫について、飼い主への返還や、新しい飼い主への譲渡を推進します。

④ 狂犬病の予防及び犬による危害発生の防止

飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するとともに、放置犬等の捕獲抑留により、安全で安心できる生活環境の確保を図ります。

⑤ 飼い犬等のしつけ方教室の実施

人間と身近な動物との共生が図られるよう、県が定めた「飼い犬等のしつけ方教室実施要領」等に基づき、飼養者が犬や猫の習性を理解し、行動をコントロールするためのしつけの方法について指導を行い、人への危害や周辺住民からの苦情の発生防止に努めます。

【実施内容】

ア 学科講習

犬の飼い方(飼い主の責任、法律とマナー、健康管理、動物由来感染症)及びしつけ方(目的、原理、基本、動作のしつけ方)について講義します。

イ 実技講習

ビデオによる講習、デモ犬による実演、各自の飼い犬による個別指導型実技講習を行います。

ウ 猫の飼い方講座

猫の習性に即した飼い方(飼い主の責任、法律とマナー、健康管理、人畜共通感染症、必要な飼養施設、室内飼養)について講義します。

(3) 譲渡事業及び飼い主探し支援事業の実施

動物愛護センター等及び中核市保健所に収容された、飼い主の判明しない動物については、インターネット等を活用し、飼い主の発見に努めます。

飼い主を発見できなかったり、飼い主から引取った動物についても、できるだけ生存の機会が与えられるよう、県が定めた「犬及び猫の譲渡要領」等に基づき希望者への譲渡を推進します。譲渡希望者への情報提供はインターネット等を活用して広域的に行います。

① 収容動物の返還

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、所有者不明として引取った犬及び猫について、ホームページ等に情報を掲載し、飼い主への返還に努めます。

② 収容動物の譲渡

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、飼い主等から引取った犬及び猫については、性格や健康状態を確認し、譲渡に適していると判断したものについて、ホームページ等に情報を掲載し、新しい飼い主への譲渡に努めます。

また、譲り受けを希望する者に対しては、終生飼養、繁殖制限措置の実施及び所有明示の必要性について指導します。

③ 子犬、子猫の飼い主探し支援

子犬、子猫の譲り渡しを希望する飼い主と、子犬、子猫の譲り受けを希望する者との情報交換を支援します。

なお、譲り渡しを希望する飼い主に対しては、不妊去勢手術の実施等、繁殖制限措置の徹底について指導します。

(別 票 2 に 掲 載)

(6) 犬及び猫の殺処分数の削減

犬及び猫の殺処分等について、以下のとおり3つに分類します。

- ① 健康状態や攻撃性などの理由から、譲渡不適と判断した動物の殺処分
- ② 譲渡適と判断した動物であるが、施設の収容能力の制限等のやむを得ない理由による殺処分
- ③ 収容後に死亡した動物

動物愛護センター等及び中核市保健所は、収容された犬及び猫の所有者への返還に努めるとともに、②の数を減らすため、新しい飼い主への譲渡について積極的に取り組みます。

(7) 人材育成の充実

① 動物愛護推進ボランティアの育成

また、新しい飼い主を見つけることが困難な子犬、子猫の所有者による新たな飼い主探しを支援します。

① 収容動物の飼い主探し

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、所有者不明として引き取った犬及び猫について、ホームページ等に情報を掲載し、飼い主探しを実施します。

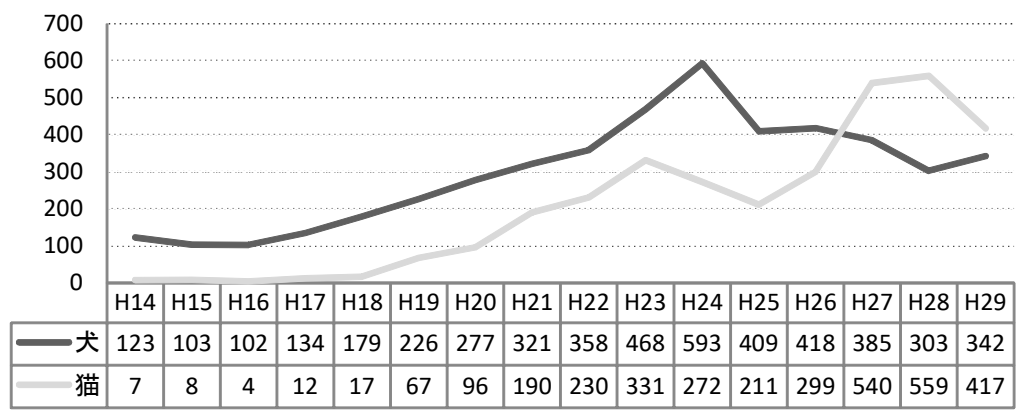
② 収容動物の譲渡

動物愛護センター等及び中核市保健所で捕獲した犬、飼い主等から引取った犬及び猫のうち譲渡に適していると判断したものについて、譲渡希望者に譲渡を行います。対象動物については、ホームページ等に情報を掲載し、譲渡希望者を募ります。

③ 子犬、子猫の飼い主探し支援

子犬、子猫の譲り渡しを希望する者、譲り受けを希望する者の情報交換を支援し新たな飼い主の発見に努めるとともに、譲り渡しを希望する者に対し、不妊去勢手術の実施等の繁殖制限措置を指導します。

犬猫の譲渡状況



(4) 人材育成の充実

① 動物愛護推進ボランティアの育成

動物愛護センター等は、県が定めた「福島県動物愛護推進ボランティア育成事業実施要領」に基づき、動物愛護関係法令、動物由来感染症及びしつけ方の基本等についての講習によりボランティアを育成します。

② 児童への啓発の充実

動物の愛護及び適正な飼養管理に関する啓発を児童期に実施するため、動物愛護センター等の獣医師を小学校に派遣し、身近な動物の飼い方の講話やふれあい体験を実施します。

(8) 連携と協働の推進

① ボランティア等民間団体との連携協働と地域活動の支援

行政機関(県、中核市及び市町村)と民間団体等が連携して、広く県民の間に動物愛護の気風を招来します。

ア 地域における動物愛護活動の支援

地域で自主活動を行っているボランティアの資質向上のための研修会・講習会を開催し、ボランティアが相互に知識・技術を提供し組織の強化を図るために設立された「福島県動物愛護ボランティア会」の活動を支援するとともに、地域と密着した活動を推進します。

イ 動物ふれあい訪問活動の支援

ボランティア等民間団体が行う県民の福祉の向上を目的とした動物ふれあい活動などを支援します。

② 獣医師会等関係団体との連携協働

「飼い犬等のしつけ方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」及び動物愛護週間事業などの動物愛護管理推進事業については、獣医師会などの専門家と協働して、動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施します。

また、不妊去勢手術やマイクロチップ挿入等、獣医療の専門性が高い取組についても、連携しながら進めていきます。

③ 市町村との連携

動物愛護の普及を推進し、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するため、市町村と連携して積極的に啓発活動を行います。

(9) 動物取扱業者等に対する立入指導

① 監視指導の実施

ア 動物取扱業

第一種動物取扱業者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、標識の掲示、現物確認、販売事業所以外での対面説明の禁止及び幼齢動物の販売の制限の徹底を図るとともに、環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準を遵守し、施設設備及び動物の管理が適正に行われるよう監視指導します。

特に、犬猫等販売業者については、事業者が定めた「犬猫等健康安全計画」が、遵守されるよう指導します。

また、第二種動物取扱業者についても、環境省令で定める動物の管理方法等に関する基準を遵守し、施設設備及び動物の管理が適正に行われるよう指導します。

(削 除)

動物愛護センター等は、県が定めた「福島県動物愛護推進ボランティア育成事業実施要領」に基づき、動物愛護関係法令、動物由来感染症及びしつけ方の基本等についての講習によりボランティアを育成します。

② 児童への教育の充実

動物愛護センター等の獣医師を小学校に派遣し、動物の飼い方の講話や飼育動物を用いたふれあい体験学習を実施することにより、児童の動物の愛護、飼養管理に対する理解を深め、児童期からの動物愛護教育の充実を図ります。

(5) 連携と協働の推進

① ボランティア等民間団体との連携協働と地域活動の支援

行政機関(県、中核市及び市町村)と民間団体等が連携して、広く県民の間に動物愛護の気風を招来します。

ア 地域における動物愛護活動の支援

地域で自主活動を行っているボランティアの資質向上のための研修会・講習会を開催し、ボランティアが相互に知識・技術を提供し組織の強化を図るために組織した「福島県動物愛護ボランティア会」の活動を支援するとともに、地域と密着した活動を推進します。

イ 動物ふれあい訪問活動の支援

ボランティア等民間団体が行う県民の福祉の向上を目的とした動物ふれあい活動などを支援します。

② 獣医師会等関係団体との連携協働

「飼い犬等のしつけ方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」及び動物愛護週間事業など「ふれあい」を伴う動物愛護推進事業については、獣医師会などの専門家と協働して、動物福祉の観点に配慮しながら事業を実施します。

③ 市町村との連携

動物愛護の普及を推進し、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を促進するため、市町村と連携して積極的に啓発活動を行います。

(6) 動物取扱業者等に対する立入指導

① 監視指導の実施

ア 動物取扱業

第一種動物取扱業者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、標識の掲示、現物確認、対面説明及び幼齢動物の販売の制限の徹底を図るとともに、国が定めた「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に基づき、施設設備の管理及び動物の管理が適正に行われるよう指導します。

特に、犬猫等販売業者については、事業者が定めた「犬猫等健康安全計画」が遵守されるよう指導します。

また、第二種動物取扱業者についても、国が定めた「第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に基づき、施設設備の管理及び動物の管理が適正に行われるよう指導します。

【指導項目】

1 飼養施設設備等の管理

- (1) 定期的な清掃消毒及び汚物残さ等の適切な処理並びに巡回・保守点検
- (2) 周辺的生活環境の保持
- (3) 衛生害虫の侵入の防止及び駆除
- (4) 動物の逸走防止

2 動物の飼養又は保管

(削 除)

イ 動物の展示を行う施設

展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図るため、国が定めた「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守するよう監視指導を実施します。

(削 除)

ウ 特定動物飼養施設

令和元年の動物愛護管理法の改正により、人の生命、身体及び財産に対する安全の確保及び動物愛護の観点から、特定動物(いわゆる危険な動物)の飼養又は保管は、原則、禁止となりました。

- (1) 適正な動物の種類、数及び組合せ
- (2) 幼齢な犬、猫等の健全な育成及び社会化
- (3) 動物間における感染性の疾病の蔓延又は闘争の発生防止
- (4) 飼養環境(温度、明るさ、換気、湿度等及び騒音防止)の管理
- (5) 適正な給餌及び給水(餌の種類、量、回数等)
- (6) 適正飼養(運動の時間、展示時間、過度の演芸訓練防止、適正貸出)
- (7) 動物の死体の適正処理
- (8) 周辺的生活環境の保持
- (9) 動物の逸走時の措置(捕獲体制の整備、個体識別の実施等)

3 動物の疾病に係る措置

- (1) 新たな動物の導入時の健康の確認
- (2) 日常的な健康管理の実施(疾病傷害の予防及び治療、寄生虫の予防駆除)

4 動物の繁殖

- (1) 適正な繁殖
(遺伝性疾患のおそれのある動物、幼齢・高齢の動物等の繁殖防止)
- (2) 繁殖の制限措置(母体保護、回数)

5 動物の輸送

- (1) 適正な輸送設備(強度、大きさ、清潔保持、環境)及び転倒防止)
- (2) 動物の状態確認
- (3) 適正な種類及び数の管理
- (4) 適正な給餌及び給水(種類、量及び回数)
- (5) 適正な輸送方法(時間、休息又は運動時間の確保)
- (6) 事故及び逸走の防止

イ 動物の展示を行う施設

展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図るため、国が定めた「展示動物の飼養及び保管に関する基準」を遵守するよう監視指導を実施します。

【指導項目】

- 1 動物の健康及び安全の保持
 - (1) 飼養及び保管の方法
 - (2) 施設の構造等
 - (3) 飼養保管者の教育訓練等
- 2 生活環境の保全
- 3 危害等の防止
 - (1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法
 - (2) 有毒動物の飼養及び保管
 - (3) 逸走時対策
 - (4) 緊急事態対策
- 4 動物由来感染症に係る情報の収集及び知識の習得等
- 5 動物の記録管理の適正化
- 6 輸送時の取扱い
- 7 施設廃止時の取扱い

ウ 特定動物飼養施設

人の生命、身体又は財産に対する安全の確保及び動物愛護の観点からイの展示動物に対する指導項目及び国が定めた「特定動物の飼養又は保管の細目」に基づき飼養施設の管理等が適正に行

しかしながら、法令が定める目的等であって知事の許可を得た者は、特定動物の飼養又は保管が可能であることから、国が定める「特定動物の飼養又は保管の細目」に基づく適正な管理が行われているか、飼養施設の立入調査により確認するとともに、特定動物飼養者を指導します。

(削 除)

② 動物取扱責任者研修の実施

動物を取り扱う専門家としての自覚の醸成と社会的責任を果たせるように、動物愛護センター等及び中核市保健所は、各事業所等の動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図ります。

(10) 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養等については、国が定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(以下、「実験動物の飼養保管等基準」という。))に基づき、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)を踏まえた適切な措置を講じることを周知していきます。

また、管理者が定期的に、「実験動物の飼養保管等基準」及び当該基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること及び当該点検結果について、可能な限り外部の機関等による検証を行うよう併せて周知していきます。

(11) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いについては、国が定めた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の種類及び習性等に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を行います。

(12) 災害時の救護対策の推進

災害時において、被災動物の保護収容や餌の確保、飼い主との同行避難等について、県が定めた「災害発生時の動物(ペット)の救護対策マニュアル」に基づき対応します。

また、県は、災害時における被災動物救護の拠点施設である動物愛護センターを中心として、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働、他都道府県との相互援助について、体制整備を図ります。

なお、長期間の災害対策を講ずる必要がある場合は、県、中核市、獣医師会及び福島県動物愛護ボランティア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、組織的に継続して被災動物の保護収容及び飼養管理並びに健康管理の支援など必要な動物救護活動を行います。

以上のことから、ペットを飼う被災者を支援するため、災害時には愛玩動物の一時預かりや飼養管理に必要

られるよう指導します。

【指導の要点】

- 1 原則として、施設の外で飼養又は保管をしないこと。
- 2 第三者が、容易に接触しないよう措置すること。
- 3 害を加えるおそれのある動物であり、第三者の接触を禁止する旨を表示した標識を掲示すること。
- 4 飼養又は保管する動物の増減について常に把握し記録すること。
- 5 繁殖を制限するための適切な措置を講じること。
- 6 逸走防止等
逸走防止措置を講じ、逸走した場合には自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。
- 7 危害防止対策
 - (1) 飼養施設は逸走できない構造及び強度とすること。
 - (2) 飼養者が危険を伴うことなく作業ができる構造及び規模とすること。
 - (3) 逸走防止の対策を講じること。
 - (4) 逸走防止のため、飼養施設の常時点検と補修を行うとともに、施設の実施状況を確認すること。
 - (5) 捕獲等のための機材の常備と整備を行うこと。
 - (6) 逸走時には速やかに関係機関へ通報、住民へ周知を行うこと。
 - (7) 逸走動物の速やかな捕獲等を行い、事故防止の措置を講じること。
 - (8) 飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

② 動物取扱責任者研修の実施

動物を取り扱う専門家としての自覚の醸成と社会的責任を果たせるように、動物愛護センター等及び中核市保健所は、各事業所等の動物取扱責任者を対象とした研修会を毎年開催し、動物取扱業者全体の資質向上を図ります。

(7) 実験動物の適正な取扱いの推進

実験動物の飼養等については、国が定めた「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(以下「実験動物の飼養保管等基準」という。))に基づき、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることに鑑み、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」(代替法の活用:Replacement、使用数の削減:Reduction、苦痛の軽減:Refinement)を踏まえた適切な措置を講じることを周知していきます。

また、管理者が定期的に、「実験動物の飼養保管等基準」及び当該基準に即した指針の遵守状況について点検を行い、その結果について適切な方法により公表すること及び当該点検結果について、可能な限り外部の機関等による検証を行うよう併せて周知していきます。

(8) 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物の適正な取扱いについては、国が定めた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の性格及び快適性に応じた動物の愛護及び管理の必要性について普及啓発を行います。

(9) 災害発生時の救護対策の推進

災害発生時において、被災者の負担の軽減と動物の福祉のため、被災動物の保護収容や餌の確保、飼い主との同行避難等について、県が定めた「災害発生時の動物(ペット)の救護対策マニュアル」に基づき対応します。

また、県は、災害時における被災動物救護の拠点施設である動物愛護センターを中心として、市町村等行政機関との連携並びに獣医師会及びボランティア団体との連携協働、他都道府県との相互援助について、体制整備を図ります。

なお、長期間の災害対策を講ずる必要がある場合は、県、中核市、(公社)福島県獣医師会及び福島県動物愛護ボランティア会からなる「福島県動物救護本部」を設置し、組織的に継続して被災動物の保護収容及び飼養管理並びに健康管理の支援など必要な動物救護活動を行います。

な物品の提供体制を整えるとともに、ペット連れ避難者への支援の必要性について避難所を設置する市町村の理解を促し、災害時に協力を要請する関係団体等との連携を推進します。
また、ペットを飼う住民に対して、災害対策に関する知識を普及啓発します。

※ 在宅避難とは、地震などの災害の際、まずはより安全な場所に避難するが、その後、自宅の安全性が確認され継続して居住できると判断した場合に、自宅で避難生活を行うことです。
同行避難とは、災害発生時に、飼い主が飼養しているペットと共に移動を伴う避難行動を取ることを指し、避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではありません。
なお、同伴避難とは、被災者が避難所でペットを飼養管理すること(状態)を意味し、ペットと共に安全な場所まで避難する行為(避難行動)である同行避難とは異なります。

9 目標の設定

各施策の取組による成果目標として代表指標を設定します。(別表2(21ページ)のとおり。)
この代表指標については、国が定めた基本指針に則して、平成18年度の実績を基準値として、数値目標を定め、その評価をA～Cの3段階で判定し、事業達成度の評価を行います。
評価の時期は、本計画の見直し時期とあわせ5年毎とすることから、目標値は、平成30年度(中間目標値)と令和5年度(最終目標値)に設定します。

評価	判定基準
A	目標を達成している。
B	目標を達成していないが、基準値を上回っている。
C	基準値(平成18年度)を下回っている。

(削 除)

9 目標の設定

各施策の取組による成果目標として代表指標を設定します。(別表2(24ページ)のとおり。)
この代表指標については、国が定めた基本指針に則して、平成18年度の実績を基準値として、数値目標を定め、その評価をA～Cの3段階で判定し、事業達成度の評価を行います。
評価の時期は、本計画の見直し時期と併せ、5年毎とすることから、目標値は、平成30年度(中間目標値)と平成35年度(最終目標値)に設定します。

評価	判定基準
A	目標を達成している。
B	目標を達成していないが、基準値を上回っている。
C	基準値(平成18年度)を下回っている。

10 体制の整備

(1) 実施体制

県は、必要な動物愛護管理事業を推進するため、食品生活衛生課及び動物愛護センター等に狂犬病予防員及び動物愛護担当職員を配置します。
それぞれの実施する事業は、次のとおりです。

実施機関	実施する事業	関係法令
食品生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護の普及啓発 適正飼養の啓発 動物愛護週間事業の開催 福島県動物愛護ボランティア会の育成及び支援 動物愛護推進懇談会の運営 関係機関及び団体との連携に関する事業 狂犬病の予防啓発及び発生時対策 犬の登録、狂犬病予防注射の実施の啓発 犬による危害の発生防止に関する啓発 災害時対策の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護及び管理に関する法律 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例 狂犬病予防法 犬による危害の防止に関する条例
動物愛護センター等	<ul style="list-style-type: none"> ●動物愛護の普及啓発に関する事業 ・小学校への獣医師派遣事業 	

(削 除)

<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護ボランティア養成講習 ・ボランティアとの連携及び活動の支援 ●動物の適正飼養及び保管に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬等のしつけ方教室 ・適正飼養の普及啓発 ・終生飼養、繁殖制限、多頭飼育の抑制、猫の屋内飼育の啓発 ・飼養が困難となった犬及び猫の引取り及び収容保管、負傷動物の収容保管 ・所有者明示措置(マイクロチップ等)の普及啓発 ●収容動物の飼い主探し等に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・収容動物の飼い主探し事業 ・収容動物の譲渡事業 ・子犬、子猫の飼い主探し支援事業 ●動物取扱業、特定動物の飼養及び保管に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業の登録、届出に係る事務及び立入指導 ・特定動物飼養保管施設の許可及び立入指導 ・動物取扱責任者研修会 ●動物由来感染症の予防に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭動物等に対する指導啓発 ・動物取扱業に対する指導啓発 ●狂犬病予防に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録、狂犬病予防注射の実施の啓発 ●犬による危害の防止に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・適正飼養の指導、苦情処理 ・放置犬の捕獲収容 ●災害対策及び災害時対策 <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの備えについての啓発 ・被災地における動物の保護、収容等 	
---	--

(2) 関係機関・団体との連携体制の構築

中核市(福島市、郡山市、いわき市)、市町村、獣医師会、動物愛護ボランティア会、警察等とそれぞれ次の事業に関し、連携を図るため、必要に応じて会議の開催や情報の交換を行います。

関係機関・団体	事業
中核市 (福島市、郡山市、いわき市)	<ul style="list-style-type: none"> ・放置犬等の捕獲収容 ・動物愛護法に基づく犬及び猫の引取り ・適正飼養に関する指導啓発 ・動物取扱業に関する登録、届出事務及び立入指導 ・特定動物の飼養保管の許可及び立入指導 ・災害時における福島県動物救護本部への参画
市町村 (中核市を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の普及啓発 ・犬の登録、狂犬病予防注射 ・狂犬病発生時の対応 ・災害発生時の県、関係団体との連携
福島県獣医師会及び支部	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護の普及啓発 ・マイクロチップ等による個体識別措置

(削 除)

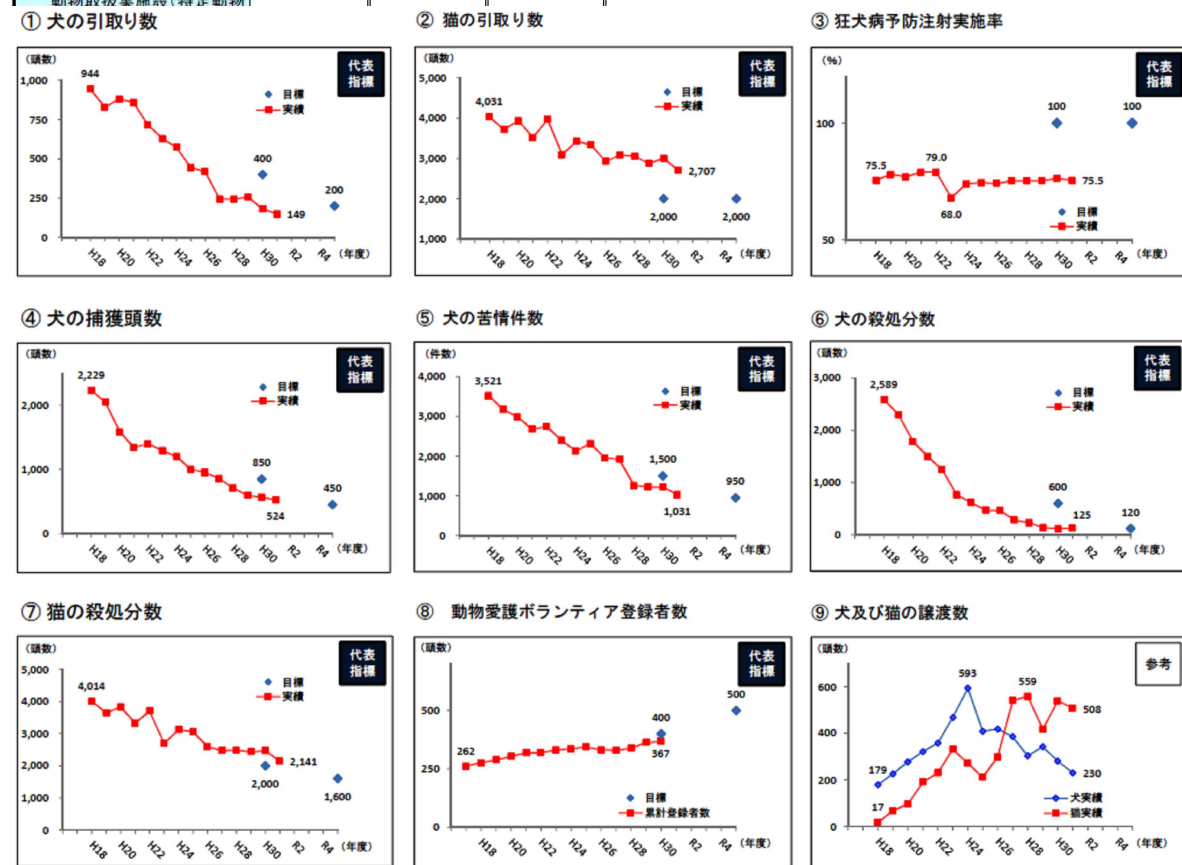
	<ul style="list-style-type: none">・動物由来感染症の予防及び治療・狂犬病予防注射・災害時における福島県動物救護本部への参画・災害発生時の負傷動物の治療等
福島県動物愛護ボランティア会及び各地区ボランティアの会	<ul style="list-style-type: none">・動物愛護の普及啓発・飼い犬等のしつけ方教室・小学校への獣医師派遣事業・災害時における福島県動物救護本部への参画
市町村 (中核市を含む)	<ul style="list-style-type: none">・動物愛護の普及啓発・犬の登録、狂犬病予防注射・狂犬病発生時の対応・災害発生時の県、関係団体との連携
警察	<ul style="list-style-type: none">・所有者不明の犬及び猫の引取り・動物の遺棄・虐待・殺傷事例への対応・特定動物の飼養状況に関する情報共有

別表2

施策等の数値目標

動物愛護管理に関する施策の成果目標は、計画終期である令和5年度の「最終目標」を設定する他に、実情に即した的確な計画の進行管理を行うため、平成30年度の「中間目標」も設定し、実効的な計画の見直しを図ります。

【代表指標】	基準値 (H18年度実績)	中間目標 H30年度目標	最終目標 R5年度目標	数値目標の設定
	① 犬の引取り数	944頭	400頭以下	
② 猫の引取り数	4,031匹	2,000匹以下	2,000匹以下	基準値(平成18年度実績)の50%減を目標とします。
③ 狂犬病予防注射実施率	75%	100%	100%	我が国の隣国や多くの貿易相手国において、狂犬病が発生し、死亡者が多数発生していることから、万が一、国内に侵入した場合に備え、100%の実施率を目標とします。
④ 犬の捕獲頭数	2,229頭	850頭以下	450頭以下	基準値(平成18年度実績)の80%減を目標とします。
⑤ 犬の苦情件数	3,521件	1,500件以下	950件以下	基準値(平成18年度実績)の75%減を目標とします。
⑥ 犬の殺処分数	2,589頭	600頭以下	120頭以下	基準値(平成18年度実績)の95%減を目標とします。
⑦ 猫の殺処分数	4,014匹	2,000匹以下	1,600匹以下	基準値(平成18年度実績)の60%減を目標とします。
⑧ 動物愛護ボランティア登録者数	262名	400名	500名	基準値(平成18年度実績)の約2倍のボランティア育成を目標とします。
⑨ 動物取扱業施設(特定動物飼養施設を含む)における違反件数	0件	0件	0件	引き続き、違反が行われないよう、施策の進行管理を図ります。



別表2

施策等の数値目標

動物愛護管理に関する施策の成果目標は、計画終期である平成35年度の「最終目標」を設定する他に、実情に即した的確な計画の進行管理を行うため、平成30年度の「中間目標」も設定し、実効的な計画の見直しを図ります。

【代表指標】	基準値 (18年度実績)	中間目標	最終目標	数値目標の設定
		30年度目標	35年度目標	
① 犬の引取り数	944頭	400頭以下	200頭以下	基準値(平成18年度実績)の80%減を目標とします。
② 猫の引取り数	4,031匹	2,000匹以下	2,000匹以下	基準値(平成18年度実績)の50%減を目標とします。
③ 狂犬病予防注射実施率	75%	100%	100%	我が国の隣国や多くの貿易相手国において、狂犬病が発生し、死亡者が多数発生していることから、万が一、国内に侵入した場合に備え、100%の実施率を目標とします。
④ 犬の捕獲頭数	2,229頭	850頭以下	450頭以下	基準値(平成18年度実績)の80%減を目標とします。
⑤ 犬の苦情件数	3,521件	1,500件以下	950件以下	基準値(平成18年度実績)の75%減を目標とします。
⑥ 犬の殺処分数	2,589頭	600頭以下	120頭以下	基準値(平成18年度実績)の95%減を目標とします。
⑦ 猫の殺処分数	4,014匹	2,000匹以下	1,600匹以下	基準値(平成18年度実績)の60%減を目標とします。
⑧ 動物愛護ボランティア登録者数	262名	400名	500名	基準値(平成18年度実績)の約2倍のボランティア育成を目標とします。
⑨ 動物取扱業施設(特定動物飼養施設を含む)における違反件数	0件	0件	0件	引き続き、違反が行われないよう、施策の進行管理を図ります。